

# 会計年度任用職員の休暇制度一覧

※凡例 ○：制度あり(有給) ●：制度あり(無給) △：制度あり(条件により有給)  
▲：条件により無給で取得可 ×：制度なし

種類	取得要件	期間又は日数	休暇の付与	
			フル	パート
病気休暇	公務上の負傷又は疾病により療養を要する場合	その療養に必要な期間 ※ 休業補償の対象となる日の前日まで有給	△	△
	上記以外の負傷又は疾病により療養を要する場合	90日の範囲内で必要な期間又は任期の末日のいずれか早い日 ※ 有給となるのは3日目まで	△	△
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認める期間	○	○
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合	必要と認める期間	○	○
	[産前・産後休暇] 出産の場合	出産予定日6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間	●	●
	[妊婦の通院休暇] 妊娠中の職員が妊娠又は出産に関し、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、1回につき1日の範囲内	○	●
	[妊娠障害休暇] 妊娠中の職員が妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	14日の範囲内	○	●
	[妊婦の通勤緩和休暇] 妊娠中の職員がその母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる程度に混雑する交通機関を利用して通勤する場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内	○	●
	[育児時間休暇] 生後1年に達しない子を育てる場合	原則として1日2回それぞれ30分間 ※ 1日の正規の勤務時間が4時間以内の場合は1日1回30分まで	●	●
	[子育て休暇] 義務教育終了前の子を養育する職員が、その子の看護、学校行事への参加等をする場合	1年に5日（休暇取得の要件に該当する子が2人以上の場合は、10日）の範囲内	○	●

# 会計年度任用職員の休暇制度一覧

※凡例 ○：制度あり(有給) ●：制度あり(無給) △：制度あり(条件により有給)  
▲：条件により無給で取得可 ×：制度なし

種類	取得要件	期間又は日数	休暇の付与	
			フル	パート
特別休暇	[短期の介護休暇] 次の者が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があり、介護等の世話をする職員が、当該世話をを行う場合 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹 [以下は同居の場合に限る] 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子	1年に5日(休暇取得の要件に該当する要介護者が2人以上の場合は、10日)の範囲内	○	●
	[生理休暇] 生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内	○	●
	[夏季休暇] 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月から9月までの期間内に6日の範囲内 ※ 勤務形態、勤務日数により異なる	○	○
	[忌引休暇] 次の者が死亡した場合 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、伯叔父母	原則として次の期間 配偶者(10日)、父母(血族7日、姻族3日)、子(血族5日、姻族1日)、祖父母(血族3日、姻族1日)、孫(1日)、兄弟姉妹(血族3日、姻族1日)、伯叔父母(1日)	○	○
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	必要と認める期間	○	○
	災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日の範囲内	○	○
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難な場合	その都度、必要と認める期間	○	●
	[婚姻休暇] 婚姻する場合	7日の範囲内	○	○
[ドナー休暇] 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をするとき	必要と認める期間	○	●	

# 会計年度任用職員の休暇制度一覧

※凡例 ○：制度あり(有給) ●：制度あり(無給) △：制度あり(条件により有給)  
▲：条件により無給で取得可 ×：制度なし

種類	取得要件	期間又は日数	休暇の付与	
			フル	パート
介護休暇	①引続き在職した期間が1年以上であること ②介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了することが明らかでない者	左記の者が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回以下、かつ通算して93日又は任期の末日のいずれか早い日の期間内	●	● 又は ▲
介護時間	①引続き在職した期間が1年以上であること ②1週間勤務日数が2日以上であること、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上であること	要介護者の一の継続する状態ごとに1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内	●	● 又は ▲ 又は ×
育児休業	①引続き在職した期間が1年以上であること ②子が1歳6月に達するまでに、その任期(任期が更新される場合には、更新後の任期)が満了すること及び引続き採用されないことが明らかでないこと ③1週間の勤務日数が週3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合には、1年間の勤務日数が121日以上であること	当該子が1歳(要件を満たす場合には2歳)に達する日まで	●	● 又は ▲
部分休業	①引続き在職した期間が1年以上であること ②1週間の勤務日数が週3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている場合には、1年間の勤務日数が121日以上であること、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上であること	当該子が3歳に達する日まで1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で30分を単位	●	▲ 又は ×

※休暇の取得方法等、制度の詳細については、4月中を目処に休暇ハンドブックを作成する予定であります。